

環 評 審 第 4 号
平成14年 4月25日

沖縄県知事
稲 嶺 惠 一 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会 長 津 嘉 山 正 光

与那国空港拡張整備事業に係る環境影響評価準備書
の審査について（答申）

平成13年12月25日付け沖縄県諮問文第15号で諮問のあったみだしの
ことについて、別添のとおり答申します。

(別 添)

与那国空港拡張整備事業に係る環境影響評価準備書の審査について(答申)

1. 滑走路を拡張する当該計画地の東側については、植生自然度が高く、イソマツやモクビャクコウ等の貴重な植物種が確認されていること、また、これらの植生の改変により景観が大きく変化することから、拡張する滑走路の詳細な実施設計の際には、環境への影響が最も小さくなるよう配慮させること。
2. 大気質に係る予測に当たっては、拡散の予測結果に応じて、地域を代表する地点だけでなく、特に影響を受けるおそれがある地点における予測についても追加して実施させること。その際の予測条件については、重機投入計画及び工事工程を詳細に示させた上で、予測時期を再度検討させ、その時期の風向・風速及び汚染物質量を設定させること。
3. 道路交通騒音への影響について、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準値を用いて評価しているが、当該地域の住居等の存在状況及び航空機騒音の評価において第 種地域(専ら住居の用に供される地域)の環境基準を適用していることを考慮すると、道路交通騒音の評価は、A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域の環境基準値を用いて行わせること。
4. 大気質及び道路交通騒音への影響の予測に当たっては、資材搬入計画を詳細に示させた上で、発生交通量を再度検討させ、必要に応じて予測及び評価をやり直させること。なお、その際は、土砂運搬車両と資材搬入車両のそれぞれの発生交通量を明らかにさせること。
5. 航空機騒音の影響をW E C P N L(加重等価感覚騒音レベル)により予測しているが、ピーク騒音レベルによる予測及び評価についても追加させること。その際は、ピーク騒音レベルの波形データについても示されること。
6. 桃田原川の河口が埋め立てられることに伴う水質への影響の予測について、工事中の河川切り回しや飛行場の存在による河川の付け替え(樋門)によって、河川水の流出位置が変更され河口の幅が狭まることや、降雨時の河川水の流出速度が変化することが考慮されておらず、また、海域での濁水の動態は、長期に渡る多項目同時観測なしにはモデル化は難しいが、当該河川が通常枯れ川の状態の情報蓄積が行われていないとのことから、予測の不確実

性の程度が大きいと考えられる。

以上のことから、工事中及び供用後における海域での塩分濃度について事後調査を実施させること。また、詳細な実施設計の際には、樋門の大きさ等について複数案を比較検討させること。

- 7．埋立区域で確認されている県内でも貴重な有孔虫で形成されているビーチロックについて、その保全措置については、工事着工までに詳細な調査を行い、関係機関と協議して検討することであるが、詳細な調査においては、形態、構成物質、形成時期、発達段階、形成位置等について調査させるとともに、将来において再度検証できるよう、その調査結果と併せ、現物の保存・保管等の対策を検討させ、より具体的な内容を示させること。
- 8．供用後の鳥類の影響について、当該計画地及び周辺域において希少な鳥類が確認されていることや、バードストライクの防止措置は確立されたものがなく環境保全措置の効果に係る知見が不十分であると考えられることから、供用後におけるバードストライクの事後調査の実施を検討させること。
また、環境保全措置についても、再度十分に検討させること。
- 9．オカヤドカリ類への環境保全措置として、工事前及び工事中にトラップ等で捕獲して速やかに区域外の適した環境に放逐するとしているが、放逐を行う区域外の適した環境の地域を示させるとともに、その地域の環境状況及び生態系の状況を考慮して、環境保全措置の実施に伴い放逐先において生ずるおそれがある環境への影響について明らかにさせること。
- 10．イソマツ、モクビャクコウ、ヤエヤマラセイタソウ、イソマツ - モクビャクコウ群落に対する影響については、再度、予測及び評価をやり直させること。
- 11．生態系への影響については、方法書についての知事意見に沿って再度予測をやり直させるとともに、それに伴って評価についてもやり直させること。
また、生態系に係る調査すべき情報の選択について、知事意見に基づいてどのような調査すべき情報を選択したのかを明記させること。
- 12．景観への影響については、東側に滑走路を延長することに伴う海岸植生の変化や埋立地の存在による景観の変化を考慮して、再度評価をやり直させること。その際は、埋め立てによって消失するトゥグル浜についても景観資源として検討させ、必要に応じ当該砂浜の景観が消失することの影響も予測及び評価を行わせるとともに、知事意見において述べている圍繞景観の状況等についても記載させること。

- 13．人と自然との触れ合い活動の場への影響については、具体的な利用者数等を示させた上で予測及び評価を行わせること。
- 14．廃棄物等の工事中の影響については、アダン等の在来種の移植の検討の結果を示した上で、移植を行う場合と行わない場合の想定される廃棄物発生量を比較検討することにより予測及び評価を行わせること。
また、供用後の「廃棄物等」を環境影響評価項目として選定することについては、一般廃棄物最終処分場の状況をも考慮して検討させること。
- 15．環境影響の評価について、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避、低減されているか、又は必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかの評価が行われていない項目があることから、それらの項目について評価を追加させること。
- 16．滑走路を東側に拡張することによって影響を回避した文化財の価値及び評価について記述させること。